

この充電設備は**普通充電設備**です。
充電にお時間がかかります。

○利用料金

充電設備の利用料は**無料**です。

○利用可能時間

24時間利用可能です（年中無休）
より多くの方が利用できるよう、
1度につき**2時間までの利用**とします。

※タイマー設定で、連続充電は2時間までにしています。

○利用報告

以下いずれかの方法により **事前に** 報告をお願いします。

① **スマートフォンで報告**

右のQRコードを読み取り、
専用フォームから報告

→→→



② **利用報告書で報告**

充電スタンド向かって右側の屋根支柱に備え付けの
利用報告書を記入の上、ポストへ投函し報告

充電終了時刻を上ボードにご記入ください。

○注意事項

悪天候時は利用を中止してください。

大雨、大雪、強風、雷などの悪天候のときは、利用を中止してください。
また、悪天候が予想されるときは事前に利用を中止させていただきます。

植込み型心臓ペースメーカーおよび、植込み型除細動器の作動に影響をおよぼすおそれがあります。 充電をする際は、充電コネクタ、充電ケーブル、コントロールボックス、充電スタンドに、**医療用電気機器の植込み部位を近づけないでください。**

盗難防止のため、充電中は**車の施錠をしてください。**

○利用者の責務

利用者は、次に掲げる事項を遵守し、充電設備の適正な利用を心掛けてください。

- (1) 緊急時を除き、主に営利目的に使用する電気自動車に利用しないこと。
- (2) 充電完了後速やかに車両を移動させること。
- (3) 他の利用者や近隣住民の迷惑となる行為をしないこと。
(特に夜間は、静かに利用すること)
- (4) 施設又は設備を損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (5) その他管理者の指示に反する行為をしないこと。

※上記規定に違反する利用者に対しては、充電設備の利用中止や制限をする場合があります。

○損害賠償

利用者は、故意又は過失により充電設備を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

○免責

利用者は、充電設備を自己の責任において利用するものとし、充電中の事故、充電設備の利用に伴う車両への損害、充電設備を利用したことによる利用者の健康上の被害について、町は一切の責任を負わないものとする。

【管理者連絡先】

大泉町役場 環境整備課 0276-63-3111

(平日の8時30分から17時15分まで)

【休日及び緊急時連絡先】

大泉町役場 0276-63-3111

※ 不明点やお困りごとがございましたら、
上記管理者までお問い合わせください。